

第5回 指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会

開催年月日：令和7年2月7日（金）

開催時間：午後2時00分～午後4時10分

開催場所：指宿市役所 3階 大会議室B

■委員

所属	役職	氏名	備考
鹿児島大学法文学部	教授	石塚 孔信	会長
指宿観光受入代表者会議	幹事	湯通堂 温	副会長
一般社団法人日本旅行業協会 (株式会社JTB鹿児島支店)	会員 (支店長)	山田 聡	
指宿温泉旅館事業協同組合	理事長	有村 純頼	
指宿中央旅館組合	会長	上川路 茂	
公益社団法人指宿市観光協会	会長	中村 勝信	
指宿商工会議所	会頭	南 荒生	
菜の花商工会	会長	七夕 利久	
指宿市	副市長	黒永 英樹	

■事務局

指宿市

【議事概要】

1 開会

2 議事

(1) 有識者との意見交換

宿泊税導入に関して、指宿市地域総合プロデューサーによる講話。

その後、各委員から有識者への質疑応答。

【委員】

免税点についての質問です。東京は宿泊料金が1万円以下、大阪府は7,000円以下については宿泊税を徴収していないようですが、なぜ徴収していないのか、理由を御存知でしょうか。

【有識者】

理由については自治体に直接尋ねられた方が良いでしょう。先ほど宿泊税は住民税という考えで世の中が動いているとお話ししましたが、未成年は払わないとい

うのが基本にあります。日本は修学旅行生に対して宿泊税を徴収するかどうかの議論が多いのですが、例えば国によっては未成年の区分が20歳か18歳かの違いはありますが、宿泊税を徴収しないとするならば、それは未成年です。国によっては、10代でも働いてる方が多いので、12歳未満は徴収しないというところがあるのは確かです。宿泊税は住民税と同じ地方税ですので、宿泊料金が低いからといって徴収しないということではなく、旅行者は何らかの形でその地域の公共インフラとしてサービスを享受することになりますから、そういう意味では宿泊税を払っていただくということが原則だと思います。

今後ますます世の中がグローバル化していき、外国人旅行者が増えていった時に、なぜ宿泊料金が〇〇円以下の宿泊者からは徴収しないのかと指摘されるようなことが、恐らく多くなってくると考えていた方が良いでしょう。実際に東京都では外国人中心に指摘が始まっています。

【委員】

この宿泊税については、いわゆるオーバーツーリズムでなくても、お客様が十分に来ているような地域で先行してやっているとします。先ほど御説明がありましたとおり、オーバーツーリズムの地域ではごみの回収が必要であったり、清掃や環境保全などの作業が発生してきます。それを自治体の住民税で賄うのは住民から反発があるために、公平に宿泊税を徴収しようという発想だと思います。

これを指宿に置き換えた場合、指宿の観光はオーバーツーリズムといったお客様が十分に来ているような状況でなく、来訪するお客様が少ないために経営的にも厳しいところがあります。

指宿で宿泊税を導入した場合の使途目的というのは、これまで先行して徴収しているところの考え方と若干違うかと個人的には思っていますが、いかがでしょうか。

【有識者】

宿泊税を検討中のところはオーバーツーリズムの有無でなくて、地域をより魅力的にしたいのに財源がどんどんなくなっている状況が問題となっていることにより検討しています。お客様がどんどん減ってきて大変だから地域を魅力的にしないといけないというのは「鶏が先か、卵が先か」の問題と一緒に、魅力的にしないとお客様は来ません。観光客・宿泊客がゼロになっているわけではない状況で、地域により貢献したい・指宿が好きで通ってるお客様から相応の負担を頂いて、地域をより魅力的にしていき、既存顧客の満足度をもっと上げることが重要です。その先に新規顧客を開拓するというのを考えるならば、宿泊税を検討しているところが増えてきた理由も十分に理解できます。

先ほどの話に戻りますが、東京や大阪以外にも例えば4,000円以下の宿泊料金では免税にして欲しいというような話がありますが、税の原則から応能性にしなければいけないので、免税点を設けるとなるとお客様の懐事情を聞くことになり、税制としては余計にややこしくなります。ヨーロッパでも観光客なのかビジネス客なのかという話がありますが、ビジネス客の場合は安かろうが高かろうが経費として落とせるのでしっかり払ってくださいというような話がありますので、そう意味では観光客だけでなくビジネスマ

ン客からも払っていただくのが通例です。

地域をよりよく魅力的にするというのが前提の使途目的であれば説明もできますし、お客様に対しても今後のことを考えていただいて、皆様にとっても不敬なことはないと思いますが、いかがですか。

【委員】

よく理解しました。今の指宿に必要なことは、まずたくさん来てくれることだと思います。そこに最初はもっと力を入れるべきかなと思います。

【委員】

旅行代理店の企画商品として、宿で仕入れた額にそれ相応の企画料を上乗せして販売をしていくものがあると思います。定額制か定率制かということを今まで協議してきましたが、定率制となった場合に、例えば仕入れが1泊2食で3万円の商品を3万4,000円で発売をしたいとなった場合、清算時に、税率にかかる料金が分かってしまうことが起こり得てくるのではないかとということが懸念としてあります。有識者として見解はありますか。

【有識者】

ヨーロッパだと部屋にルームチャージ（素泊まりの宿泊料金）が書かれています。そうすると旅行に来た方は、旅行会社に支払っている金額とルームチャージが随分違うという話は以前からあります。今後はインターネットがどんどん普及し、予約する際には旅行代理店を通した方が良いのか、直接宿泊する宿のホームページで予約した方が良いのか、お客様自身が料金を比較して予約していきます。これは旅行業界だけではないですけれども、市場に対してどうコミットしていくのか、例えば同じ旅行会社でも海外の場合はインクルードにするというのはもともとあったシステムであります。今は全部手配した上で料金の30%を支払ってくださいといったやり方が主流になってます。

経験談も含めた話ですが、そういう意味では、パッケージも含めた旅行商品の在り方そのもの、もしくはそういったサービスの提供の仕方そのものが今後は問われて、これは宿泊税だけの話ではないと思ってます。

【委員】

今のお答えと同じだと思いますが、現場でお客様からそれを指摘されたとき、あるいは宿泊する前に総額を振り込むときにそういった問題が出てくるので、私たちが防衛するための議論を重ねておかないとお客様に納得していただく答えが出ないと思ったので、お伺いしました。

【有識者】

いずれにしてもお客様は宿のホームページを確認することは増えていますので、その辺の事例は必ずついてくると御理解いただければと思います。

【委員】

確認も含めて幾つかお聞きしたいことがあるのですが、「住民税」という捉え方は、1日であれば365日分の1日分、1週間であれば365日分の7日分を、住民と同じように行政サービスを享受するからという捉え方でよろしいでしょうか。

【有識者】

はい、そのとおりです。

【委員】

修学旅行生は未成年ということで税を徴収しないというようなことは、先生が関わってる他自治体の先駆的な取組としても、やはり徴収しないというところが多いのでしょうか。

【有識者】

修学旅行生や引率の先生方、もしくは旅行会社の添乗員から徴収するかどうかという議論がなされてるところもありますが、どちらかというところ12歳以下は徴収しないでおこうという話は、流れとしては意外と最近盛り上がっています。

私としましては、18歳以下は徴収しないことにしても良いと思っています。

【委員】

そうであれば、小学生の修学旅行は徴収しないけど、中学生の修学旅行は徴収するという捉え方でよろしいでしょうか。

【有識者】

それも含めて地元で決めていただくことだと思います。ただしお話があったとおり住民税として考えるならば、未成年からは徴収しないという動きが世の中ではあるということをお頭に置いておいていただければと思います。

【委員】

先ほどのお話でヨーロッパでは宿泊税を12%以上徴収し、さらに追加で税金を課しているということでしたが、日本の場合、他自治体では実際の税率はどのぐらいでしょうか。

【有識者】

日本の場合はやはり2%が多いです。それは都道府県税や市町村税が6%・4%・2%で納めていることが多いという考え方があるからだと思います。

最初から税額を低く設定すると、高く変更するのは難しいという議論もありますし、ただ定額制でも一時期の倍以上金額を上げてるところもありますので、そういう意味ではおそらく世の中とか社会の動きを見た中で決まっているところもあると思います。

あとは定額制で最終的にどこでジレンマが起きるかというところ、定額制を導入すると宿

泊客数を増やさないと税収が増えません。定率制ならば、稼働率とか宿泊客数ではなくて、宿の価値を上げて宿泊事業者の売上げが増えれば税収が増えるということになります。これまでの観光のように、入込客がたくさん来れば良いけど儲からない、たくさん泊まれば良いけど宿は全然儲からない、でも税金は集めさせられているということではなく、定率制でしっかりと基盤を固めていく方が真っ当だと思います。

【委員】

先ほど、食事代を抜いた宿泊の部分で課税というお話がありましたけれども、食事代の計算の一例として宿泊料金のうち朝食を10%、夕食を20%ということでしたが、他地域でも大体そのぐらいで決まっているものなのでしょうか。

【有識者】

大体、朝食10%、夕食20%が多いと思います。中にはそれを1,500円か3,000円にするかというようなことも議論の中には出てきますが、金額にすると最終的にややこしくなるので、やはり率になります。那須町は大手チェーン店も含めて旅館組合などに対して食事代がいくらぐらいかという調査をしています。その上で、朝食はやはり10%ぐらいが妥当でしょうとなっています。夕食に関しては、場合によって20%か25%かという議論になってますけれども、それは一度調べてみないとなかなか決められないと思います。

ただ、お話ししたとおり、これはどのような宿泊事業形態であったとしてもお客様に対してルームチャージが明確に提示できないというのは、ある意味不信感を持たれることにもなるので、どちらかというとしっかりとルームチャージを提示していただいて、そこに定率をかける方が私は正しいのではないかと考えます。

【委員】

最後の質問です。先ほど、ラジオ番組で一般の方の反応があったと言われていましたが、具体的にはどのような内容だったのでしょうか。

【有識者】

放送前は、要は宿泊税は払いたくないなど、要はネガティブな意見が多く寄せられるのではないかと危惧していました。しかし実際には、地域が疲弊をしていく中でどうやって地域を良くしていくのか、そのためにどういうふうに旅行者が貢献できるのか、事例として宿泊税以外にも例えば災害があると復興割などありますが、お客様の立場からすると、割引くのではなく復興費として旅行代金にプラスして良いという方がいます。どちらかという、地域に貢献できるなら支払っても良いというようなポジティブな反応が多かったです。

【会長】

ヨーロッパでは昔から応益性公平性という立場で定率税を導入しているということでしたが、日本で定額制を多く導入している理由として考えられるのは、システムの当初

導入するときに問題があったのか、その辺の理由を御存知でしたら教えてください。

【有識者】

日本の場合、初めに導入したのは東京都ですが、当時はどこもデジタル化やIT化が図られていませんでした。宿や旅行会社もアナログが多いために紙で処理するような状況で、ヨーロッパの定率制を見習って徴収するよりは、要は入湯税と同じように額を決めて定額で100円・200円を現金で徴収するというのが現実的だったと考えられます。

今となってはかなりシステムの部分が進み、既に消費税が8%・10%というように徴収していることから宿泊税の定率を導入してもシステム上の問題は全くなく、当初思っていたよりも導入コストが高くないということが明らかになってきましたので、将来的には定率制を導入しても問題にならないのではないかと思います。

【会長】

システム化が進むにつれ、これからはやりやすくなる時代ということですね。
皆様から何かお聞きしたいことは、ほかにありませんでしょうか。

(各委員、質問なし)

【会長】

それでは、いろいろと皆様から御意見が出まして、非常に有意義な時間だったと思います。有識者に対する質疑応答は以上で終わりたいと思います。先生、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

【有識者】

最後に一言申し上げると、持続可能性というと日本では経営そのものの持続可能性を問われますが、世の中ではどちらかというと環境整備や地元の特産品を使っているかということや、自然環境をどのように守っているのかということに対して旅行者の目が厳しくなる傾向にある。そういう意味では、今後の世の中の流れから考えるとそういったことも包括して説明できることと、自分たちが頂いてる税金はそのために使っている、こういうサービスに繋がっているというような説明ができないと、おそらく日本が進めている地産地消のようなことも全く進まないでしょうし、サービスのクオリティを上げることになかなか繋がらないと思っています。

【会長】

どうもありがとうございます。本日御説明いただいたことを参考にしながら議論を進めていきたいと思っておりますので、また今後ともよろしく願いいたします。

(有識者、退室)

【会長】

続きまして、(2) 指宿市宿泊税の制度設計(案)に入ります。

前回の検討委員会で事務局からの提案を議論のたたき台にして、委員の皆様から御意見を頂いたところでした。

それでは、前回頂いた御意見に対して事務局から回答を含め、説明を求めたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

【事務局】

資料1・2について説明。

答申書については、皆様から頂いた御意見も反映させた今回の制度設計を添付して、答申という形にしたいと思っております。

【会長】

ただいま事務局から説明がございました。複数の項目にまたがっておりますけれども、今回の検討委員会では、資料1の赤字かつ下線が引かれてる部分について主に審議していくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員、異議なし)

【会長】

それでは、資料1の2ページ、税率についてです。

定額制として2万円未満200円、2万円以上500円とするということに加えて、定率制として2%、ただし税額を2,000円を上限とするといったことが追加されています。これは一定規模1億円以上を確保できること、それから公平感があるということが提案に至った考えであるようです。

次に3ページを開いてください。これまでの検討委員会で出た意見として、食事代を除いた額に課税するということでしたが、宿泊客もエージェントも宿泊税が幾らになるのか分からないので、分かりやすい計算式のようなものがあつたら良いということ、それからサービス料を含むというふうになっていきますけれども、サービス料は各宿で異なっているということがございました。資料2の1ページにこの意見の回答として、シミュレーションが掲載されています。

それから関連がございますので、資料1の5ページ、「免税点・課税免税」についてですが、検討委員会で出た意見としては、民宿には仕事関係で泊まる方も多く、最近では近隣の安い宿泊施設を利用している状況にあること、宿泊税を徴収すればその分高くなることから6,000円未満については課税しないでほしいという御意見がございました。それから6,000円未満を徴収しない場合の、定額・定率のシミュレーションをしてほしいとありましたので、その回答が資料2の2ページに載っています。それから、税は公平性が大事だということ、魅力ある観光地づくりが課税の目的であり、課税されない宿泊客や徴収しない事業者がその恩恵を受けるのは公平性に欠けるということ、京都市や倶知安町、長

崎市が修学旅行について課税免除としているので、指宿市においても検討が必要ではないかということ、一方では修学旅行の課税については徴収しない場合の煩雑さを考慮すべきだという御意見がありました。

ではここまでの部分について、事務局の説明や資料につきまして、皆様から御質問や御意見がございましたら出していただきたいのですが、何かございますでしょうか。

【委員】

資料1の2ページについて、括弧書きで「ただし、税額2,000円を上限とする」と記載してありますが、宿泊税2,000円ということは宿泊料金としては10万円が考えられるわけなんですけども、10万円以上のところも2,000円が限度なので、2,000円を払うということですね。

【会長】

この括弧書きを解釈するとそういうことになるようです。

【委員】

右側に「公平感がある」と書いてますけれども、10万円以上でも2,000円までとなるならば公平感がないような気がします。なので、この括弧のところは必要ないと思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】

公平感については先ほどの有識者の御意見もありましたけれども、理屈の部分でそこを尊重するならば、整合性が取れないので、この上限は設けないということになります。これについて御異論がなければ、定率制2%には上限を設けないということによろしいでしょうか。

(各委員、異論なし)

【会長】

御意見はないようですので、上限は設けないとしたいと思います。

ほかに御質問・御意見はございませんでしょうか。

【委員】

前回の検討委員会が行われた後に、イベント等があったときに協力していただける1万円以下の低価格の宿泊事業者に対してアンケートをお願いしまして、23施設から御回答を頂きました。

宿泊税の導入についてどう思うかという質問に対して、賛成の方が2件、反対の方が20件、どちらでもという方は1件でした。反対とした方の意見としては、先ほどから出ているようなことで、「お客様にとって値上げにほかならない」「宿泊税の徴収がカード決

済やQR決済になった場合の手数料はどうなるんだ」「低価格帯でお客様に提供しているところで、ちょっとそういうのは難しい」といった意見が大多数でした。

本日、私自身も有識者の講話を聴いて、宿泊税というのは住民税と同じであるという話で少し考え方が変わりまして、今低価格帯で提供されてる宿泊事業者も値段が上がるということだけが先走ってて、中身がしっかりと把握できてないところが多いのかと思います。そこで反対されてる20名の方を賛成に持っていくためには、やはり市で代表者や有識者を交えて説明会なり会議なりを何回も行って、宿泊事業者が少しでも納得されてから先に進んだ方が良くかと思いますが、いかがでしょうか。

そういった説明会や会議に出席しますかという質問に対しては、20名近くの方からぜひ話を聞かせてほしいという回答をいただいています。

【会長】

やはり理解をしてもらうことは非常に重要です。恐らく宿泊税と言われても、今、委員が言われたように値段が上がるということがすぐに入っていくので、それは困るというふうになると思いますが、基本的には魅力のある場所にするということが将来的には誘客に結びつくということになります。那須町のホームページを確認すると、宿泊税を財源として新たなサービスの付加価値をつけるとすると宿泊客が増えていくサイクルが出来る上がるという図が書かれています。こういったところもなかなか理解されていないとそこまでのイメージが湧かないと思います。ただし、こういうことをやりますよという具体的なものがないと説明できませんので、事業者の方、あるいは一般市民を含めても良いかもしれませんが、使途も含めて理解を深める説明会をするということを意見として入れるような対応で進めていきたいと思っています。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

【委員】

資料1の10ページ下に、「宿泊税は・・・宿泊事業者から要望の多い事業」と書いてありますが、先ほど委員から賛成は2件しかなかったと言われましたが、これは指宿市のことですか？

【事務局】

ゴシック部分については、入湯税と宿泊税との違いの説明に苦慮するという話と、入湯税については観光に使われる部分もございますので何が違うのか説明がしづらいというようなこともありましたので、整理の仕方として、宿泊税については新規あるいは拡充して実施される既存事業に充てるというところでしたら、宿泊事業者から宿泊者に説明がしやすいのではないかとすることを表現したものでございます。入湯税はごみ焼却や消防、そして観光事業にも使われるように法律の中で使途が明記されています。入湯税を充てる観光の部分と宿泊税を充てる観光の部分がどう違うのか、お客様から聞かれたときにどう説明するのかというような質問が以前の検討委員会でありましたので、このような形で整理をさせていただいたということでございます。

【委員】

この部分は宿泊税に対して事業者の賛成が多いということではないですね。

【事務局】

そのような意味ではございません。

【委員】

先ほどの有識者との意見交換の中で委員が尋ねられていましたが、旅行会社では募集型の企画商品と手配型の企画商品など幾つか商品が分かれてまして、先ほどの質問は恐らく募集型の企画商品のことを指しているかと思います。基本的には宿泊プランを仕入れてたものに何らかの付加価値、例えば指宿地区の体験プラン2つをつけて、ひとつの旅行商品として売り出します。3万円の宿泊プランを何も変わらないのに3万3,000円で販売するというものではありません。基本的には付加価値がついてるものを旅行商品として販売することになります。先ほど有識者の方も言われてましたが、お客様はいろいろホームページを見られていて、そういった中でこの商品が良いというのを買われてると思っています。その中で、ルームチャージに対する課税となったときに料金が違うんじゃないかというようなことは、今のところ何か問題が起きるというのは聞いてはいないというふうに認識しております。団体旅行や修学旅行など添乗員が連れていくようなツアーについては、恐らく宿泊税が導入されてもお客様の旅行代金の中に包含して、交通費等と一緒に頂くという形になってくるかと思っております。

あと、資料2の1ページに定率における算出方法の例が記載されておりますが、ここの食事代を何%にするのかということはよく話をして決められた方が良いでしょう。朝食10%・夕食10%で設定してしまうと、お客様からすればこの豪華な食事が10%で、逆にルームチャージがこんなにするんですかみたいな話も出てくるのかというふうに思いますので、皆様とよく話をされた方が良いでしょうのではないかと思います。

【会長】

その辺りは、また議論して決めていく部分もあると思いますけれども、資料2のシミュレーションは朝食10%・夕食10%として計算しているということです。

【事務局】

資料2の1ページのシミュレーションは倶知安町の事例を掲載していますが、あくまでも原則は食事代を引くとなっておりまして、食事代を提示できない宿は朝食10%・夕食10%を引くとされております。食事の料金を出しづらいという場合の適用ということでございます。先ほど御指摘のとおり、仮に朝食10%・夕食10%とすると宿泊税が高くなりますし、そうすると宿泊者への説明も難しい部分が出ていますので、運用するときにはしっかり議論していかないといけないのかなと思っております。

【会長】

それぞれの自治体でやはり議論していく必要があるのかと思います。
ほかに何かございませんでしょうか。

【委員】

資料1の6ページ下に、「指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当する」とあります。これを具体的に言うと、例えば宿泊税が1億円の税収があり、その1億円の使い道としては指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当する事業のみに充当するという理解でよろしいでしょうか。

【会長】

使途についてはこの後に議論しますので、後ほど回答してください。
税率・税額については、ほかに何かありますでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

それでは御意見なしでしたので議論を進めていきたいと思いますが、制度設計に盛り込む税率・税額を決めたいと思います。

事務局案として、定率2%が提示されておりますが、これは低廉な価格帯の宿泊事業者を考慮して、公平性も加味した上かだと思います。定率制は倶知安町が導入していますが、有識者の方からもお話がございましたが、沖縄県が定率制を導入するということが決定している状況のようです。また、東京都においても定率制導入の動きがあるということでしたし、本日講話いただいた有識者の方によると国際的にも定率制というのが一般的ということで、そうすると定率制の導入が望ましいのではないかという内容のものだったかと思います。

今までの御意見も鑑みると、定率2%を制度設計に盛り込むということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員、異議なし)

【会長】

それでは、定率2%ということで進めていきたいと思います。

続きまして、資料1の6ページの使途につきまして、検討委員会で出た御意見の中で、使途の中に誘客を入れてほしいということが前回ありました。この意見を踏まえて、基となった宿泊事業者へのアンケート結果で回答があった上位5位を使途として記載しているということでした。⑤指宿ファンづくり、つまり観光客誘致を入れまして、4番目に多かった「④砂むし温泉等の魅力向上」を併せて入れたという説明でした。

この使途につきまして、先ほど委員から御意見が出ましたが、これについて何かございますか。

【事務局】

委員の御質問については、この文面のとおりでございます。

【委員】

これは、指宿市観光・経済戦略会議で決定・予算化されていないものには充当しないということよろしいでしょうか。

【事務局】

この部分については、以前宿泊税を原資に指宿市観光協会やいぶすき観光デザインの財源にするという意見に対する答えになっておりまして、宿泊税につきましては、観光・経済戦略会議の中で使途は決定されていくものだと考えております。

【委員】

全体をコントロールするのはどこで決定して、どこで承認してもらって使うのか、今の事務局のお考えを聞かせてもらいたいです。

【事務局】

まだ想定の中でございますが、やはり観光ビジョンに則って、観光・経済戦略会議の1番上位の会議で宿泊税の使われ方については決定されるものだと考えております。その会議には様々な団体の長もいらっしゃいますので、その場で使い方は決定されていくべきではないかと考えております。

【委員】

先ほどの回答と一緒にですね。これに限らず、全体的なものを観光・経済戦略会議で決定して、予算化したものに限って使うということですね。

【事務局】

そのように考えております。

【会長】

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

それでは、使途については事務局からの提案の形で進めさせていただくということに

したいと思います。

次に資料１の８ページは「特別徴収交付金及びシステム設備の補助」につきまして、宿泊事業者の皆様を支払われる特別徴収交付金のことですが、前回提示の２.５％から３.５％、つまり１％上乗せされています。この理由としては、定率の場合だと１円単位での宿泊税ということになり、コード決済が増えることが予想されるため、それらを勘案した交付率とする考え方があるようです。

これにつきまして、皆様から御意見あるいは御質問等はございませんでしょうか。

【委員】

システム整備補助についてですが、これまでも過去の検討委員会で説明をされているかもしれませんが、もう一度補助対象や補助率などの説明をお願いします。

【事務局】

宿泊事業者の中には会計システムが導入されているところ、導入されていないところがあると思いますが、このシステム整備補助については、宿泊税を導入した際に宿泊事業所で計算や領収書を発行する際の機器としてパソコンが考えられますが、周辺機器含めて補助することを想定しています。長崎県が２分の１の補助をしておりましたが、指宿市としましては補助額を定額にすることでシステムを導入されていないところはシステム化や生産性向上も図られることもあろうかと思ひますし、既にシステムが導入されているところは改修費用を賄っていただければと思ひております。

なお、他自治体で聞いたところ、ほぼこの５０万円以内で費用は収まっているというようなことをお伺ひしているところでございます。

【会長】

それでは、ほかに御意見等はございませんでしょうか。

（各委員、意見なし）

【会長】

それでは、こういった形で進めさせていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

（各委員、異議なし）

【会長】

それでは「特別徴収交付金及びシステム補助」については事務局案のとおりにしたいと思ひます。

続きまして、資料１の９ページ、「宿泊税の導入時期・導入後における見直し期間」につきまして、前回までの検討委員会で出た意見としましては、効果検証をする会議を定期的に設けてほしいということでした。

それから、資料1の10ページ、「入湯税の改正」については、前回までの検討委員会で出た意見として、「宿泊税導入後、事業者に対して宿泊税と入湯税の制度の相違点などの説明会をしてほしい」という意見があったことが盛り込まれております。

事務局の説明では、答申書にこれらの意見が盛り込まれた制度設計を添付するということでしたが、皆様いかがでしょうか。

(各委員，異議なし)

【会長】

それでは制度設計案につきまして、資料に基づいて議論してまいりました。おおむねこの制度設計案に従って進めていくということで皆様の合意は得られたかと思っております。

ただし、先ほどの御意見で宿泊税導入の理解を深めるようなことをやっていただきたいということがありましたので、それを付け加えて制度設計をつくっていくという形でよろしいでしょうか。

【委員】

すみません、少し戻りまして、資料1の5ページ、「免税点・課税免除」のところをもう一度議論したいです。制度設計案には課税免除を設けない、つまり修学旅行等への課税免除は設けないとなるわけですが、前回も同じように質問してその回答に一応納得はしたんですけども、私自身どうしても修学旅行者に対しては免除して良いのではないかという意見を持っています。

その理由といたしましては、学生はインフルエンサーとして情報発信に長けているので、修学旅行先の候補地がいくつかあって、指宿市は宿泊税を徴収するということを知ったときに、その候補から外される恐れはないのかという気もいたします。先ほど、有識者の方からはそういうことはないだろうというお話だったんですけども、長い時間が経つとじわりじわりと修学旅行等で宿泊する学生たちが少なくなってくるのではないかという気がしておりまして、そここのところをもう一度納得できるような説明をしていただければ助かります。

【会長】

これは前回も出た御意見で、徴収しない場合の煩雑さなどの問題もあり、そこをどう評価するかということになるわけですが、先ほど有識者の方は修学旅行生だけ特別に扱うということに対して、基本的にヨーロッパなどの海外はできるだけ例外規定をなくそうとする社会だと言われていました。委員が言われることも国内的には非常に分かるのですが、説明をどのようにするのか、どのように考えるかということだと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

有識者の方が言われた「未成年者は納税者でない」ということであると理解できますが、金額にして何百円かの宿泊税ですが、私自身は課税免除にしても良いのではないかと思います。

【会長】

この意見について、皆様から何かございますか。

【委員】

私どもの宿泊施設でも修学旅行生を受け入れておりまして、私自身は修学旅行は徴収しなくて良いかと思っておりますが、先ほどの有識者の方の話だと、修学旅行のパッケージに関してはそれに付随する随行員、学校の先生、旅行会社の方も徴収しないということでしたが、修学旅行を免除とすると個人的な家族旅行で来られたお子さんは徴収して、でもその子どもは未成年と言われると整合性が取れないようなことも出てくるかと思えます。後は現場の判断で徴収する・しないという煩雑さがどれほど影響してくるかというのは現場の担当者に聞かないと分からないところがあるのかというふうに思います。

旅行会社としての見立てというのがあればお願いしたいと思えます。

【委員】

京都や長崎は免除申請のようなものを提出させて、それにより免除の手続がなされていたかと思えます。

一方、福岡は免除しない状態だったと思いますが、自治体によって宿泊税が200円とか、100円単位の感じですので、そこまで候補地選択に影響が大きくあるかというところ、それ以外にいろいろと値上がりしておりますので、宿泊税だけにフォーカスしてというのはそこまで多くはないかと思っております。

ただし、住民税の考え方や公平性という観点で18歳や12歳の未成年は課税されていないといったような議論であれば、修学旅行生は徴収しなくても良いのかなと思えますし、我々としては免税の方が事務作業としてありがたいというようなところがあります。どの観点で議論していくかというところかと思えます。

【会長】

ほかに何か、御意見はございますか。

【事務局】

熊本市の事例で申し上げますと、課税免除を設けることによる宿泊事業者の事務の煩雑さにフォーカスを当てて議論していたところがございますが、フロント業務の中で確認事項が多くなり、対応などに非常に苦慮されるというようなこと等も含めて方向付けをしていただければなというふうに思います。

【会長】

基本的には煩雑さと、例えば修学旅行を免税にした場合は税収としては少し落ちるので、その辺のバランスをどう考えるかということになると思います。そのデータは今はありませんが、徴収しない場合の煩雑さというのは熊本市では意見として出てきたということですね。

【委員】

修学旅行生が何人指宿に来ているのかというのは各関係団体へ確認すれば人数は分かると思います。

本日は人数を持ち合わせていませんが、修学旅行シーズンというのは大体5月ぐらいの春か10月・11月の秋ぐらいに集中しています。先日、新聞等でも報道されましたが、時期を分散出来ないかといったようなことを旅行会社と一緒にお願いしましたが、いろいろと学校行事もあり、どうしてもその時期に集中します。集中するとはいえ、修学旅行をメインで扱っているところでもそんなに毎日のように修学旅行生が来て煩雑になるというようなことにはならないと思いますので、教育旅行であれば免税申請できるというようなシステムにしていいただいても、それほど大きな負担にはならないのかなというふうには思います。毎日のように教育旅行が混在すると大変なことになりますけれども、そういうことにはならないだろうと思います。

【委員】

修学旅行などの学校の行事について免税にするというところがたしか多いはずですので、そういった意味ではこの団体の中の何人が免税という細かさはなく、ひとつの団体として来られますから、学校行事に限ればそこまでややこしくはないと思います。

【事務局】

指宿市の観光統計では修学旅行数は大体1万人という数字が出ております。

【委員】

指宿地区納税貯蓄組合連合会の活動の中で税を知ることによって中学校などに作文を書いてもらって、この機会に税金の仕組みを知ってもらうという事業があります。そういうことを考えると、修学旅行生だから税金を徴収しないということではなく、逆にこの機会に宿泊税はどういうふうに使われてるんだろうとか、生徒さんたちに知ってもらうということも大事だと思います。一方で、先ほどから使い道が非常に大事になってくるといった意見が出ています。宿泊税というからには宿泊者に対してどういうふうに戻元していくのか、利便性や環境整備等いろいろあると思いますけれども、先ほど委員からも民宿の方々からは反対が出ているということだったのですが、修学旅行生であれ、民宿に泊まるビジネス客であれ、集められた1億円の税収が具体的にどういう形で使われていくのかということを確認に示すことが大事であり、納得してくださるのではないかと私は考えています。

【会長】

使途をとにかく理解してもらうのが大事ということですね。

修学旅行生は免税にするというのが大多数の意見になりますか。

【委員】

修学旅行生が免税となったときに、今指宿で増えているスポーツ合宿やスポーツイベントに参加される生徒さんに対してはどのようなのでしょうか。今、小学生も中学生も相当増えてきています。引率は先生が来られたり、地域の方がついて来られたり様々なようです。

【会長】

スポーツ合宿なども考慮するとなると、こういう場合はこうだということを定義して精査していかないといけない部分があります。今まで委員が言われたことはそのとおりでと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

そういったものについては税務当局がどう判断するのかということでしょうけれども、かなり判断は難しくなってくるのではないかと想像します。

先ほど、有識者の方からも話がありましたが、納得性といいますか、なぜあそこは徴収して、なぜここは免除なのかと指摘されるのではないかという恐れがあります。

したがって、そういう意味でいうと当初は課税免除なしでスタートして、様々な修学旅行あるいはスポーツキャンプ等からの要望や実態を見ていくというのが徴税の実務上は円滑に運用ができるのではないかという気はいたします。

【会長】

御意見ありがとうございます。資料1の9ページに「導入時期・導入後の見直し期間」について、効果検証の会議を定期的に設けてほしいといったことが意見としてもございますので、運用上どういったふうにしていくのかといったいろいろパターンはあると思いますが、この部分は毎年精査・議論していくということを担保して、取りあえずは免税なしでスタートするというのはいかがでしょうか。

【委員】

先ほど、委員から減免申請をした場合の話がありましたけれども、もう少し詳しく教えてください。

【委員】

京都や長崎については、減免申請の様式がありまして、それに学校印を押して、宿泊先に提出してもらうと宿泊税の対象外になります。ですから宿泊税は一旦支払わずに宿泊先には来てもらう形です。申請書には学校行事なのか、部活なのか、それとも地元のサッ

カーチームで学校とは関係がない合宿なのか、そういったような区分があったかと思います。

【会長】

学校が絡んでいない、例えばスポーツ少年団は学校ではないですし、クラブチームということもありうるので、その辺のところを確認しながら議論していくということで、委員がいわれたように、当初は免税なしでスタートし、運用の中で精査しながら議論するといった御意見で落ちつきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員，異議なし)

【会長】

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

(各委員，意見なし)

【会長】

それでは、この制度設計案についてはこの内容で進めて良いということでしたので、この形で進めさせていただきたいと思います。様々な意見が出ましたので、それについては制度設計に付記するということになると思います。

それを踏まえて、議事の(3)答申(案)につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

別紙 答申(案)について説明。

【会長】

ただいま事務局から答申案につきまして御説明がありましたけれども、委員の皆様から何か御質問等はございますでしょうか。

(各委員，意見なし)

【会長】

それでは、今回の第6回では答申内容と制度設計を本日の意見も踏まえて最終確認する会議になると思います。もちろん本日出た意見も制度設計に入れるというふうになると思います。

では、今回の会議につきましては最終確認の会議になりますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員，異議なし)

【会長】

どうもありがとうございます。

それでは，次回の審議内容につきまして事務局から何かございませんでしょうか。

【事務局】

特にございませんが，先ほど御説明がありましたとおり，本日頂いた意見等をこの制度設計の中に盛り込みまして，御説明しました答申案に添付して，市へ答申するという流れになるかと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは，少し時間が長くなりましたけれども，本日の議事につきましては以上ということになります。

本日も建設的な御意見を出していただきまして，ありがとうございました。

本日の議事は以上で終わりたいと思います。

【事務局】

スムーズな議事進行，ありがとうございました。

また，皆様におかれましても長時間にわたり熱心な御協議ありがとうございました。

それでは会次第3その他でございますが，皆様方から何かございますでしょうか。

(各委員，意見なし)

【事務局】

御意見はないようですので，事務局から次回の開催について御連絡いたします。

次回の開催につきましては2月下旬から3月上旬頃に開催したいと考えておりますので，日程調整に関しまして御協力のほど，よろしくお願いいたします。

以上をもちまして，本日の検討委員会を閉会させていただきます。